
プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発**項目 本日の審議の概要**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応（金融資産の減損）**（これまでの経緯）**

2. 企業会計基準委員会は、2025 年 10 月 29 日に、企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」及びその他の会計基準等の改正案並びに補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」（以下合わせて「金融資産の減損に関する公開草案」という。）を公表した。
3. 金融資産の減損に関する公開草案のコメント期間は 2026 年 2 月 6 日までであり、30 通（団体等 20 通、個人 10 通）のコメント・レターが寄せられた。
4. 第 572 回企業会計基準委員会等¹では、金融資産の減損に関する公開草案に対するコメントの提出状況を報告するとともに、寄せられたコメントへの対応については、原則としてコメント対応表において検討を行うこと、個別に検討することが必要であると識別されている論点は以下のとおりであることをお示しし、概ね異論は聞かれなかった。
 - （1）簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位
 - （2）簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定
5. 前項について、第 572 回企業会計基準委員会等より、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメントのうち、ASBJ 事務局の分析が完了したものについてコメントへの

¹ 第 572 回企業会計基準委員会（2026 年 3 月 11 日開催）及び第 251 回金融商品専門委員会（2026 年 3 月 9 日開催）を合わせて「第 572 回企業会計基準委員会等」という。

対応（案）をお示しし、ご意見を頂いている。また、第 580 回企業会計基準委員会等²では、寄せられたコメントのうち、設例の追加を求めるコメント及び追加の補足文書を求めるコメントに対する対応（案）をお示しし、ご意見を頂いた。

6. 本資料第 4 項(1)については、第 573 回企業会計基準委員会等³において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメントを踏まえた簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位に関する事務局提案をお示しし、ご意見を頂いた。
7. 本資料第 4 項(2)については、第 575 回企業会計基準委員会等⁴において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメントを踏まえた簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定に関する事務局提案をお示しし、ご意見を頂いた。

(本日の審議事項)

8. 本日は、次の事項に関する検討についてご意見をお伺いしたい。
 - (1) 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討（審議事項(3)-2）
 - (2) 金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応（案）についてこれまでの審議において聞かれた意見への対応（審議事項(3)-3）
 - (3) 改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の文案（審議事項(3)-4）
 - (4) 企業会計基準適用指針第●号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」の文案（審議事項(3)-5）
 - (5) 改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の文案（審議事項(3)-6-1 及び審議事項(3)-6-2）
 - (6) 改正移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q & A」の文案（審議事項(3)-7）
 - (7) 改正企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の文案（審議事項(3)-8）
 - (8) 改正企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」の文案（審議事項

² 第 580 回企業会計基準委員会（2026 年 6 月 29 日開催）及び第 258 回金融商品専門委員会（2026 年 6 月 24 日開催）を合わせて「第 580 回企業会計基準委員会等」という。

³ 第 573 回企業会計基準委員会（2026 年 3 月 26 日開催）及び第 252 回金融商品専門委員会（2026 年 3 月 23 日開催）を合わせて「第 573 回企業会計基準委員会等」という。

⁴ 第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）及び第 254 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 21 日開催）を合わせて「第 575 回企業会計基準委員会等」という。

(3)-9)

(9) 改正企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」の文案（審議事項(3)-10)

(10) 改正企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」の文案（審議事項(3)-11)

(11) 改正企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」の文案（審議事項(3)-12)

(12) 改正企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」の文案（審議事項(3)-13-1 及び審議事項(3)-13-2)

(13) 改正企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の文案（審議事項(3)-14-1 及び審議事項(3)-14-2)

(14) 改正企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」の文案（審議事項(3)-15-1 及び審議事項(3)-15-2)

(15) 改正企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」の文案（審議事項(3)-16)

(16) 改正実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の文案（審議事項(3)-17)

(17) 改正移管指針第 7 号「持分法会計に関する実務指針」の文案（審議事項(3)-18-1 及び審議事項(3)-18-2)

(18) 補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」の文案（審議事項(3)-19)

(19) 「公表にあたって」の文案（審議事項(3)-20)

9. なお、適用時期の検討、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案及び改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等の文案に関する検討について、第 261 回金融商品専門委員会（2026 年 9 月 2 日開催）で聞かれた意見は審議事項(3)-21、第 583 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 3 日開催）で聞かれた意見は審議事項(3)-22 で示している。

以 上